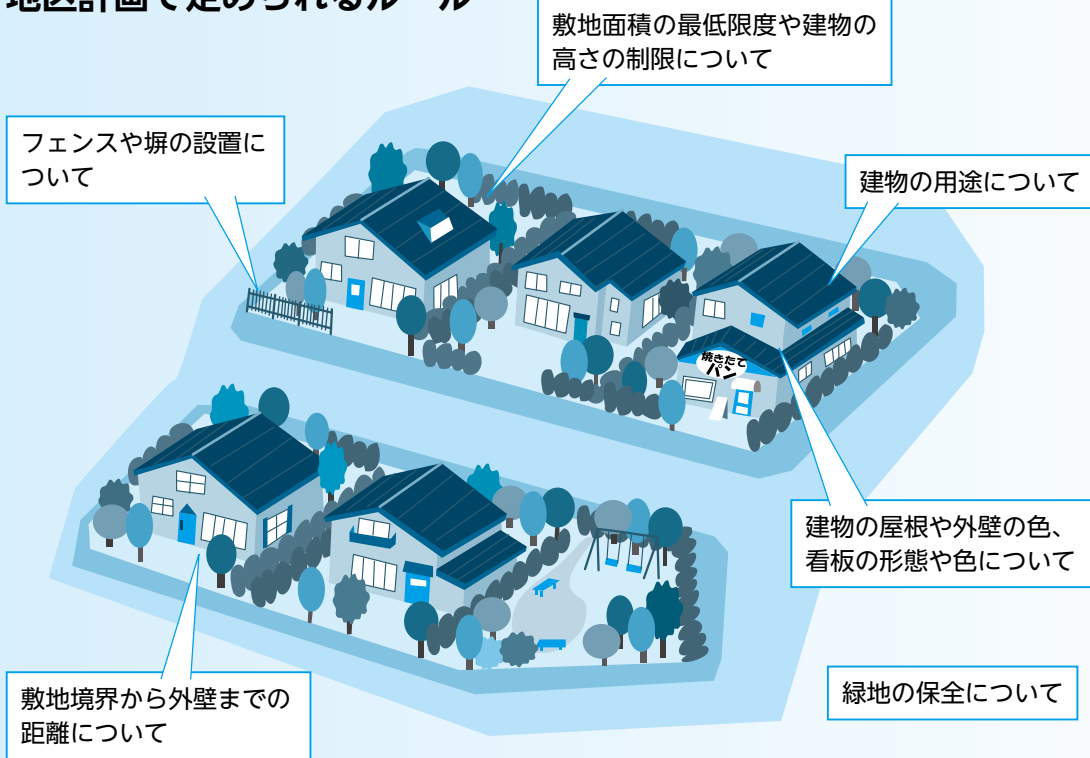


# 身近なまちづくりのルール

## 地区計画で定められるルール



地区計画制度は、地域の皆さんと市が連携して、それぞれの地域に合ったルールを定め、より快適で住みやすい環境や、美しい街並みを守り、育むための制度です。この制度を活用して、良質なまちづくりについて考えてみませんか。

### 地区計画で定めること

地区計画では、地域の特性に合ったまちづくりの大まかな目標と、それを実現するための具体的なルールを定めます。

具体的なルールとして、建物の用途(住宅、店舗など)・高さ・敷地面積・色、道路や公園の配置などを定めることができます。ルールは、地区全体で定められるほか、地区内を区分して、さらに細かく定めることもできます。

地区計画を定めることで、ルールに基づいて、計画的にまちづくりを進めていくことができます。

### 計画の案の申し出ができます

地区計画を定めようとする地域

の住民や土地所有者などの利害関係者は、地区計画の案の内容を、市へ申し出ることができます。

申し出るためには、区域の面積が0.5ヘクタール以上で一体となった土地であること、地域内の土地所有者の同意を得ていることなどが条件になります。

### 建築などは事前に届け出を

市内で現在、地区計画が定められているのは、11の地域です(下表)。

計画の地域内で、建物の建築や用途の変更などを行う場合は、行為に着手する日の30日前までに市へ届け出てください。

新築だけでなく、増改築や外壁・屋根の塗り替え、フェンスや

### 地区計画が定められている地域

地区計画の地区名	対象となる地域
京成成田駅東口地区	京成成田駅東口(花崎町の一部)
公津東地区	公津の杜全域
橋賀台二丁目地区	橋賀台2丁目の一部(橋賀台公園周辺)
久住駅前地区	久住中央全域
土屋地区	ウイング土屋全域
玉造六丁目地区	玉造6丁目1番地
公津西地区	はなのき台全域
大栄物流団地地区	大栄物流団地全域
成田湯川駅南口地区	成田湯川駅南口(松崎の一部)
東町・花崎町地区	東町・花崎町の一部
中台三丁目地区	中台3丁目2番地

塀の設置などの場合にも届け出が必要です。

地区計画の内容は、都市計画課(市役所5階)、同課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/toshikei/srd0012.html>)で見ることができます。  
 ※くわしくは同課(☎20・1590)。